

水道施設工事標準入札公告【電子入札方式】

1 入札参加者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、入札書を提出する時点から開札日まで、次に掲げる全ての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (3) 田辺市が発注する建設工事の入札参加資格を有する者であること。
- (4) 田辺市内に本店を有する者であること。
- (5) 建設業法に基づく水道施設工事業の特定建設業又は一般建設業許可を受けている者であること。
※予定価格が 7,000 万円以上の場合、特定建設業許可を必要とする。
- (6) 田辺市が定める水道施設工事のランクが、予定価格に対して【入札参加条件表 1】に該当する者であること。

【入札参加条件表 1】

予定価格（税込）	ランク
1,000 万円未満	ロハ
1,000 万円以上 3,000 万円未満	イロ
3,000 万円以上	イ

- (7) 次の各号のいずれかの施工実績を有する者であること。なお、予定価格 250 万円（税込）未満の工事においては、いずれの施工実績も求めないこととする。

※経営規模等評価結果通知書は、令和 7・8 年度建設工事等入札参加資格において、本市がランク設定に反映させているもの又は直近のものとする。

ア 予定価格に対して、経営規模等評価結果通知書に基づく、水道施設工事の平均完成工事高の合計が、次の【入札参加条件表 2】に定める施工実績を有する者であること。

【入札参加条件表 2】

予定価格（税込）	施工実績要件
250 万円以上 1,000 万円未満	250 万円以上
1,000 万円以上 3,000 万円未満	500 万円以上
3,000 万円以上	1,000 万円以上

イ 経営規模等評価結果通知書に基づく、水道施設工事の平均完成工事高の合計が、建設工事全体の平均完成工事高の 30%以上の施工実績を有する者であること。

ウ 予定価格に対して、公共工事において過去 5 年間（入札公告日を基準とする）に、元請負業者としての水道施設工事 1 件あたりの施工実績が、次の【入札参加条件表 3】に定める施工実績を有する者であること。

【入札参加条件表 3】

予定価格（税込）	施工実績要件
250 万円以上 500 万円未満	元請業者（金額要件なし）
500 万円以上 1,000 万円未満	250 万円以上
1,000 万円以上 3,000 万円未満	500 万円以上
3,000 万円以上 6,000 万円未満	1,500 万円以上
6,000 万円以上	3,000 万円以上

※公共工事とは、国・地方公共団体又は和歌山県建設工事等入札参加条件における施工実績認定基準（平成 21 年 1 月 22 日施行）に定める法人発注の工事である。

※施工実績は、既に完成引渡し済のものに限る。

- (8) 田辺市指定給水装置工事事業者であること。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。

- (10) 田辺市建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。
- (11) 現場代理人の常駐並びに予定価格に対して次の【入札参加条件表4】に定める水道施設工事の主任技術者又は監理技術者等（以下、主任技術者等という。）の資格を有する者を配置すること。

【入札参加条件表4】

予定価格（税込）	施工実績要件
4,500万円未満	主任技術者等の配置
4,500万円以上7,000万円未満	主任技術者等の専任配置（営業所専任技術者との重複は不可）
7,000万円以上	監理技術者の専任配置（営業所専任技術者との重複は不可）

※予定価格4,500万円以上の工事（技術者の専任配置を求める工事）の場合は、3ヶ月以上の雇用関係を必要とする。

- (11) その他の要件は、個別入札公告において定めるものとする。

2 技術審査資料に関する事項等

- (1) 落札候補者の技術審査は、前項に定める条件について、落札候補者から提出される技術審査資料により行う。なお、技術審査資料は、次の要領に基づき、提出するものとする。

※ア、イ、ウ、キ、ケは、田辺市契約課ホームページに掲載している様式を使用すること。

ア 手持ち工事の技術者配置状況一覧

イ 現場代理人等通知書

ウ 現場代理人並びに主任技術者等の経歴書

※技術者の専任配置を求める工事の場合は、3ヶ月以上の雇用関係を必要とする。

エ 主任技術者の資格者証の写し

オ 現場代理人並びに主任技術者等の常勤性が確認できる書類（次の各号のうちいずれか）

※現場代理人に関しては、省略可とする。

※技術者の専任配置を求める工事の場合は、3ヶ月以上の雇用関係を必要とする。

(ア) 雇用保険の加入を証する書類

(イ) 源泉徴収簿又は給与支払台帳など

カ 技術者の専任配置を求める工事の場合は、現場における主任技術者等が営業所専任技術者と重複していないことを確認できる書類（専任技術者証明書の写し）

※専任技術者証明書は、当該営業所における全ての工種の分について提出すること。

キ 給水装置工事主任技術者通知書

ク 給水装置工事主任技術者の経歴書

ケ 給水装置工事主任技術者の資格者証の写し

※キ～ケについては、事前に水道部に提出し、確認を受けたものであること。

コ 経営規模等評価結果通知書の写し

※入札参加資格審査申請で提出したものから変更がない場合は、省略可とする。

サ 前項（7）のウの入札参加条件により入札参加をする者に限り、公共工事において過去5年間（入札公告日を基準とする）に、【入札参加条件3】で定める元請負業者としての水道施設工事1件あたりの施工実績を確認できる書類（工事請負契約書、工事成績評価結果通知書の写し又は工事のコリンズ登録の写し等）

- (2) 一度提出された技術審査資料の書換え、引替え又は撤回は、特別な事情がない限り認めないものとする。

- (3) 上記（1）に係る技術審査資料の提出期限は、落札予定日の17時までとする。